

全国経営協 東日本大震災復興対策委員会 活動情報	No.5 平成 24 年 2 月 22 日発行 全国経営協事務局
---	--

1. 福島県内の福祉施設について

福島県内では、津波被害からの復旧にいまなお時間を要する福祉施設に加えて、原子力発電所事故によって福祉施設や利用者に及ぼされた甚大な影響が長期化することは避けられず、対応について困難の度を増しています。

さる、2月15日（水）、福島県社協において星 光一郎県経営協会長、三瓶 政美県老協協会長から県内社会福祉法人・福祉施設の状況について説明いただくとともに、今後の取り組みについて意見交換を行いました。意見交換は、東北厚生局 障本 英俊総務管理官、厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センター 蒔田 和孝氏らの出席をも得て、県社協および全国経営協事務局担当者も参加して行いました。

星会長、三瓶会長による状況説明では、原子力発電所の事故によって避難を余儀なくされている法人・施設から、応急仮設施設の建設を急ぎたいが用地の選定・取得に苦慮している、応急仮設施設をつくることができたとしてもその後の見込みがまったく立たない、災害復旧補助金が交付されても法人負担部分を担いきれない、といった課題が提起されました。また、区域指定の一部解除を受けて事業を再開した施設では、必要となる職員を充足できずに利用者を定員まで受け入れられない、また、看護師がいなかったために再開がかなわない施設もある状況です。

（参考）

- 原発事故エリア所在の特養7施設から避難して他の県内施設が受け入れている利用者 204名（23.12.9現在）
- 同 県外施設が受け入れている利用者 102名（ 同 ）

一方で、避難した利用者を受け入れている県内施設では、受け入れの長期化に伴って、新規利用者の受け入れができない、デイサービスのスペース等が利用できないために発災前に実施していたサービスを再開できない、定員超過による居室等の狭隘化によるサービス利用者への影響、などが深刻化しています。また、いずれにあっても、施設職員の離職も続いているなかで新規職員の確保が難しく、職員への過重な負担が続いています。こうしたなか、現在、県社協では介護職員の人材確保や避難者受け入れに関する調査を実施しています。

今後、全国経営協としては、この調査結果を踏まえて県経営協のほか県内関係団体や東北厚生局等とも連携しながら、会員法人から介護職員等を継続的に派遣する仕組みづくりを検討していくこととしていますが、派遣職員の入れ替わりを最小限に抑える方策や現地での拠点確保といった難しい課題もあります。

2. 第4回「復興支援勉強会」が開催される

厚生労働省東北厚生局は、2月17日（金）に被災した自治体の関係職員を対象に復興支援勉強

強会を開催しました。勉強会には、全国経営協から武居敏副会長が出席し、全国経営協の取り組みについて説明しました（詳細は後出）。

昨年11月に続き、第4回となる勉強会では、厚生労働省各担当官から応急仮設住宅の運用のほか、介護等のサポート拠点や平成24年度厚生労働省予算の概要等についての説明があり、それぞれ参加者からの質疑応答が行われました。

応急仮設住宅の運用については、とくに厳冬期にあって給湯設備や水道管の凍結による不具合が多発していることを受け、適切な対応を図るよう自治体担当者に要請するとともに、要望が多く寄せられている風呂の追い炊き機能を付帯することに関しては、必要数や予算的な面からも「現時点では対応困難」との説明がなされました。また、建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用については、今年1月23日に発出された通知を踏まえて要件を満たす場合に限りボランティア等の宿泊利用が可能である旨、その有効活用を図るようあらためて説明がありました。

平成24年度厚生労働省予算の概要について説明に立った東北厚生局 障本 英俊総務管理官は、関連して「東日本大震災復興特別区域法」の施行について触れ、平成23年度第3次補正予算に計上されている「復興交付金」は、使い方によっては各自治体における福祉サービス等の復興にとっても効果があるものであり、域内の福祉施設等とも連携して創意工夫のもとで積極的な活用をお願いしたいと述べました。なお、復興交付金につきましては、本紙No.3（23.12.28発行）でも既報のとおりですが、本交付金の活用には自治体による事業計画策定が必要となるため、交付金対象事業である自治体による「介護基盤復興まちづくり整備事業」や「保育所等の複合化・多機能化推進事業」のなかで施設等の復興を検討するには、被災した施設からの提案や働きかけが不可欠です。

（独）福祉医療機構からは、東日本大震災に関連した各種融資制度の概要のほか、平成24年度貸付条件の改善事項（案）について説明がありました。

（新規事項案）

- ・ 児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）の貸付
- ・ 養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方の拡大（法人）
- ・ 障害福祉サービス事業所等の貸付けの相手方の拡大（法人）
- ・ 国有地等を利用した社会福祉施設の整備の促進に係る貸付け

東北厚生局では、今後、福島県内の被災した法人・福祉施設を対象とした勉強会を開催する予定としています。

3. 全国経営協の取り組みについて

上記「勉強会」では、全国経営協の武居敏副会長から今後の取り組み等について説明し、自治体関係者に協力を依頼しました。

武居副会長は、被災地の福祉施設では介護職員が不足してきていることから、全国経営協として応援職員の派遣を検討していること、派遣にあたってその生活拠点の確保について配慮をいただきたい旨を述べました。

全国経営協

社会福祉法人・福祉施設の事業継続、復興に向けた取り組み

全国社会福祉施設経営者協議会（全国経営協）は、各県経営協と連携して被災した社会福祉法人・福祉施設への支援活動を続けています。

この間、仙台市太白区に現地事務所を設置し、各法人・施設における支援ニーズの把握と対応を図ってきたほか、厚生労働省 東北厚生局や（独）福祉医療機構と協働して現地相談・説明会を開催してきました。

引き続き、各法人・施設の状況やニーズに即したきめ細かい活動を行っていくこととしています。

【当面の取り組みについて】

介護職員等、専門職員の派遣

- ・ 被災した方々に対する「心のケア事業」への職員派遣

岩手県、宮城県、福島県で行われる事業に対して、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職を会員法人から派遣します。現在、会員法人に派遣可能職員の有無等を募っており、準備が整い次第、厚生労働省担当課と連携のもとで派遣を開始します。

- ・ 介護職員等が不足している福祉施設への職員派遣

定員超過での利用者受け入れや、職員の離職等により、職員が不足する福祉施設に全国の会員法人から介護職員等を派遣します。派遣にあたっては、人件費、交通費や滞在費等を派遣元法人が負担するとともに、できるかぎり長い期間での派遣を考えています。また、職員の入れ替わり（引き継ぎ）にあたっては、原則、当該職員同士で対応することとし、受け入れ施設の負担を軽減します。

経営相談、支援

- ・ 事業継続や再開に向け、資金計画や人事・労務、施設整備といった各種の経営相談に関係団体等と連携しながら対応します。また、相談・支援が必要な法人・施設の要望に対して、全国経営協役員法人のマッチングを図り、同一の法人役職員が継続的にかかわる「顔が見える」支援を行います。
- ・ 必要に応じて会計や法律の専門家を紹介・派遣することによって専門的な相談にも対応します。

被災した法人・施設への情報提供

- ・ 全国経営協「東日本大震災復興対策委員会情報」を随時発行し、活用できる補助金や助成金・融資の情報や、法人・施設の復興に向けた取り組み状況等をお知らせしています。

制度対応

- ・ 一日も早い事業復旧・復興に向け、被災した法人・施設から寄せられる要望については、県経営協とも連携してその実現のために国・自治体等の関係各方面に働きかけを行います。

各種相談、要望や職員派遣の希望等は以下の連絡先をお願いします。

全国社会福祉協議会 法人振興部内

全国社会福祉施設経営者協議会 事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL.03-3581-7819 FAX.03-3581-7928

E-MAIL:shisetsushien@shakyo.or.jp

4. カナダ「東北復興プロジェクト」について

前出の「勉強会」では、(独)福祉医療機構 秋山 寛 福祉貸付部長から同機構による融資制度の概要に加え、現在、被災した自治体からの申請を募集しているカナダ「東北復興プロジェクト」についての説明がなされました。(東北3県の会員法人には概要を同封)

本プロジェクトは、カナダ連邦政府およびブリティッシュ・コロンビア州政府がカナダの林産業界等と共同して東日本大震災からの復興支援に450万カナダドル(約3億4千万円)を拠出することで行われるものです。内容は、被災地の公共施設がカナダ産の木材を使用しながら再建する場合にその費用の一部(土地取得費用は対象外)を援助するものです。

自治体からの申請は3月16日に締め切られることとなっています。

5. 全国経営協「復興対策委員会」を開催

全国経営協では、前出の職員派遣の取り組み等について協議するため3月8日に復興対策委員会を開催します。

委員会では、具体的な職員派遣に向けた検討のほか、災害復旧国庫補助金の内示状況をはじめとする各県内社会福祉法人・福祉施設をめぐる状況の確認、平成23年度における取り組みの検証と今後の取り組み課題の整理を行うこととしています。